

岩手県告示第327号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年4月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 釜石市大字平田第8地割78の13、115、第9地割19の9から19の17まで・19の19・19の20・19の24から19の28まで・73の8（以上17筆について次の図に示す部分に限る。）、19の1、19の4から19の6まで、19の8、19の18、19の21、19の22、19の29

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。